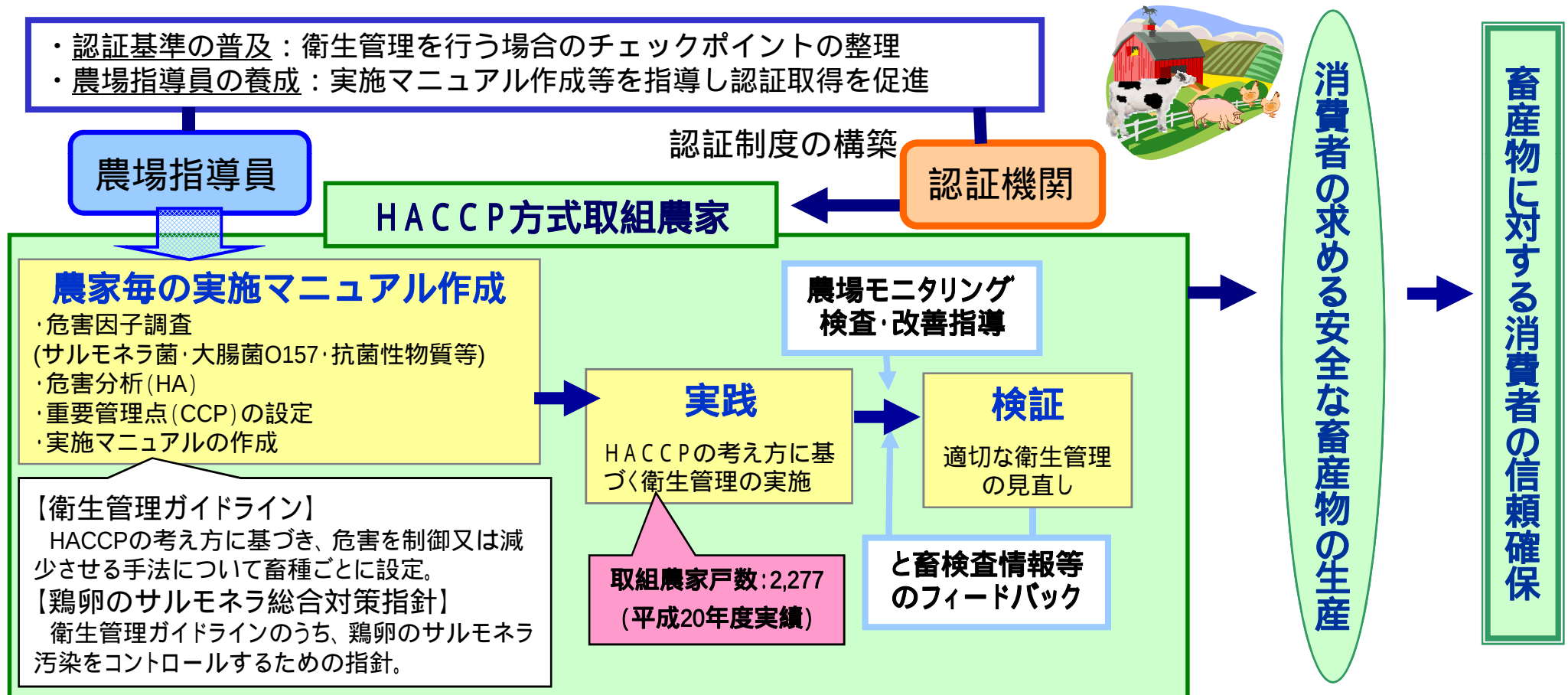


農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

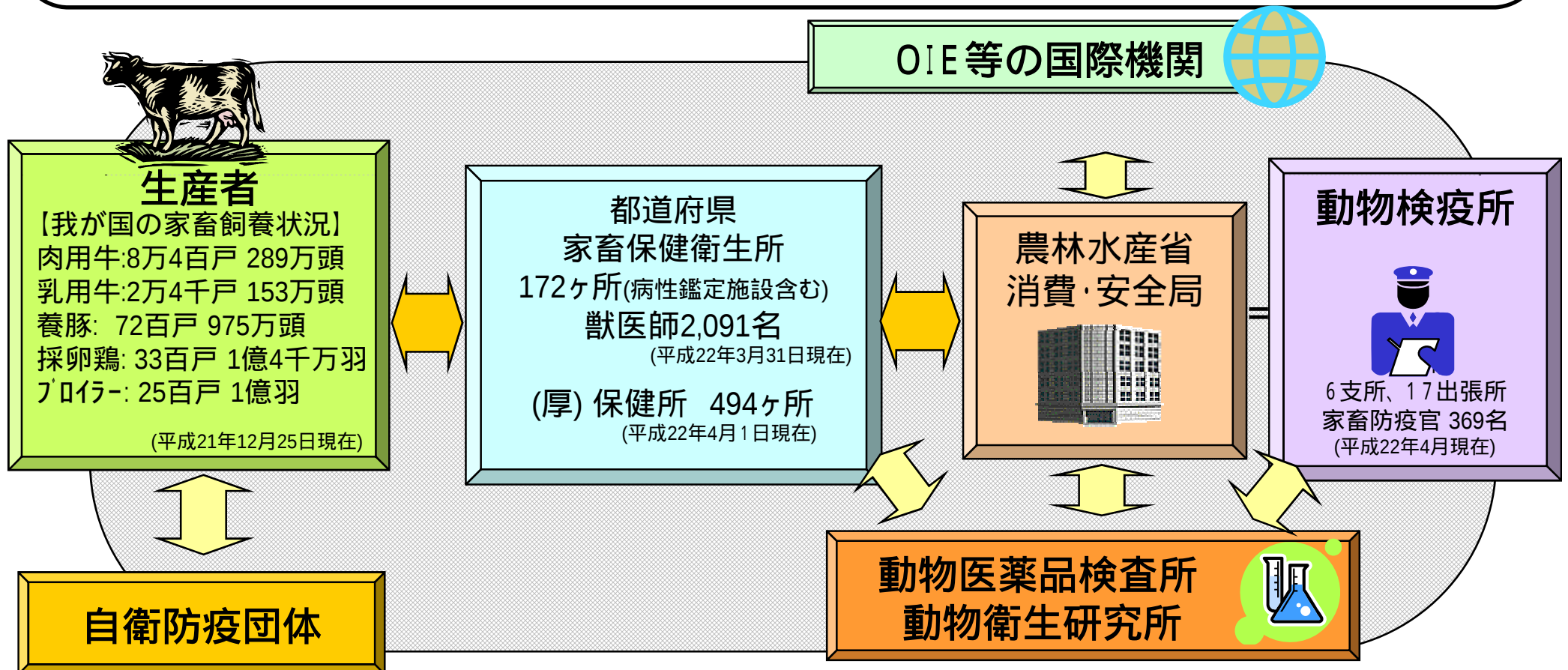
- ・農家段階におけるHACCPの考え方を取り入れた「衛生管理ガイドライン」等を策定。
- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域一体となり生産段階へのHACCP手法の導入推進。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表。
- ・平成20年度からは、農場指導員を養成するとともに、平成21年度からは、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援及び農場の認証制度を検討。



参 考 資 料

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究所等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国、地方段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取り組みを推進。



家畜伝染病予防法の概要

(1) 目的

家畜の伝染性疾病の発生の予防、まん延の防止により畜産の振興を図る。

(2) 内容

- ・家畜伝染病の発生を予防するため届出、検査等。
- ・家畜伝染病のまん延を防止するため発生時の届出、殺処分、移動制限等。
- ・家畜の伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検疫。
- ・国、都道府県の連携、費用負担等。
- ・生産者の自主的措置。

○ 家畜伝染病予防法の対象疾病

○ 監視伝染病

○ 家畜伝染病

(法に基づく強制的措置)

口蹄疫、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなど26疾病

○ 届出伝染病

(発生状況把握、予防措置指導)

アカバネ病、牛伝染性鼻気管炎、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、伝染性気管支炎など71疾病

○ 新疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に重大な影響をおよぼす恐れのある疾病

国内防疫の取組み

- (1) 国は、家畜伝染病の発生予防やまん延防止の推進のため、飼養衛生管理基準と、重要な伝染病に関する特定家畜伝染病防疫指針を策定、公表。
- (2) 発生予防として衛生管理の徹底や届出、検査による発生状況の把握、ワクチン接種指導等を実施。
- (3) まん延防止として定期的な検査や発生があった場合の感染家畜の処分や移動制限などを実施。
- (4) また、安全な畜産物の生産や家畜の生産性維持の視点からも、衛生管理のための様々な対策を実施。

